

**裁判員制度，刑事裁判の充実・迅速化
及び検察審査会制度の骨格案に
対する意見書**

2004年2月12日

日本弁護士連合会

目 次

はじめに	1
裁判員制度について	3
1 合議体の構成	3
2 評決	4
3 対象事件	5
4 裁判員の年齢要件	6
5 裁判員及び補充裁判員の義務	6
6 就職禁止事由	8
7 辞退事由	9
8 裁判員候補者に関する情報の事前開示	10
9 質問手続における質問権	10
10 無条件忌避権の数	11
11 裁判員の宣誓等	11
12 公判手続等	12
13 証拠調べ手続等	15
14 控訴審	16
15 裁判員等の秘密漏洩罪	16
16 裁判員候補者の虚偽回答罪	17
17 裁判員等の個人情報保護	17
18 裁判員等に対する接触の規制	18
19 市民が参加しやすい制度	18
刑事裁判の充実・迅速化のための方策について	20
1 準備手続の主宰者	20
2 準備手続の内容	20
3 準備手続の充実	21
4 取調請求証拠以外の証拠の開示	22
5 証拠の標目の提出命令	23
6 証拠開示命令違反に対する制裁	24
7 被告人側による主張の明示・争点の確認等	25
8 開示された証拠の目的外使用	26
9 連日的開廷の確保等	28
10 訴訟指揮の実効性確保	29
11 即決裁判手続	32

検察審査会制度について	35
1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与	35
2 いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方	36
3 罰則	37
4 指定弁護士の職務体制の整備	37

<用語例>

司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）： 審議会意見書

司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第 回会合： 第 回検討会

各テーマ内における「骨格案」「座長試案」「座長説明」「たたき台」「たたき台に対する日弁連意見」とは、特に断りのない限り、当該テーマに対応する文書を指す。

具体的には、下記のとおりである。

裁判員制度について

骨格案： 裁判員制度の概要について（骨格案）

座長試案： 座長ペーパー「考えられる裁判員制度の概要について」

座長説明： 「考えられる裁判員制度の概要について」の説明

座長試案に対する日弁連意見： 「裁判員制度及び刑事手続の充実・迅速化に関する日弁連意見書」（日本弁護士連合会）

たたき台： 司法制度改革推進本部事務局作成「裁判員制度について」

たたき台に対する日弁連意見： 裁判員制度「たたき台」に対する意見（日本弁護士連合会）

刑事裁判の充実・迅速化のための方策について

骨格案： 刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について（骨格案）

座長試案： 座長ペーパー「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」

座長説明： 「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」の説明

座長試案に対する日弁連意見： 「裁判員制度及び刑事手続の充実・迅速化に関する日弁連意見書」（日本弁護士連合会）

たたき台： 司法制度改革推進本部事務局作成「刑事裁判の充実・迅速化について（その1）」
同（その2）

たたき台に対する日弁連意見： 司法制度改革推進本部事務局たたき台「刑事裁判の充実・迅速化について」に対する意見書（日本弁護士連合会）

検察審査会制度について

骨格案： 検察審査会制度について（骨格案）

座長試案： 座長ペーパー「考えられる検察審査会制度の概要について」

座長試案に対する日弁連意見： 「検察審査会制度に関する意見書」（日本弁護士連合会）

はじめに

今般、司法制度改革推進本部より「裁判員制度の概要について（骨格案）」、「刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について（骨格案）」及び「検察審査会制度改革の概要について（骨格案）」（以下「骨格案」という）が発表され、これに対する意見募集が行われている。

この「骨格案」は、昨年10月公表された裁判員制度・刑事検討会座長ペーパー（以下「座長試案」という）をベースに、その後行われた自由民主党と公明党間の与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチームの合意（以下「与党合意」という）を受けて手直したものであり、大きく変更している部分もある。今後この「骨格案」に基づいて関連法律案の策定に進むことが予定されているものである。「与党合意」は、当連合会がこれまで提唱してきた考え方と同一ではないが、立法手続上の厳しい時間的制約のある中で、裁判員制度の法案をこの通常国会で成立させるという共通の目標の下に成立したものであり、制度の制定に向かって大きな一歩を踏み出したものといえる。

裁判員制度は、戦後初めて国民が本格的に司法へ参加する制度を実現するものであり、画期的な意義を持つものである。そして、この制度が期待される機能を十分に果たし、国民から支持され定着していくためには、参加する国民が「裁判内容の決定に主体的、実質的に関与できる制度とすること」（審議会意見書102頁）が必要であり、あわせて国民が参加する裁判にふさわしい形に刑事手続を抜本的に改革することが必要である。

この視点から見ると、「骨格案」には、なお不十分な点が少なくない。

詳細は後述するが、裁判員制度における、裁判官と裁判員の数・割合、評決の在り方、参加しやすい制度にするための措置、裁判員の守秘義務の在り方、控訴審の在り方等、刑事裁判の充実・迅速化における、完全な証拠開示の実現、直接主義・口頭主義の徹底、取調べの可視化（録画・録音）の導入、開示証拠の使用範囲の過度の制限、訴訟指揮権の不当な強化等は、今後の法律案策定過程及び国会の審議において、さらに議論し、再検討される必要がある。

とくに、与党合意でも、「今国会に刑事裁判の充実・迅速化のための法案を提出するまでの間に引き続き検討すべきである。ただし、正当な弁護活動等を阻害しないように配慮する」とされている開示証拠の使用範囲の過度の制限（開示証拠の目的外使用の禁止）及び訴訟指揮権の不当な強化（裁判所の訴訟関係人に対する出頭命令、尋問・陳述を制限する命令の実効性を担保する措置）並びに「検討を開始すべきである」とされている取調べの可視化（録画・録音）については、この指摘を真摯に受け止め、前2者については法律案からの削除または抜本的手直しを、後者については直ちに関係者による検討を開始する必要がある。

なお、裁判員制度の実施時期については、一定の準備期間を要するとはいえ司法制度改革へのニーズや関心が高まりつつある今日、可及的速やかに実施す

べきであり、準備期間は3年を限度とすべきである。当連合会は、裁判員制度に対応する弁護体制を早急に構築するよう全力で取り組む決意である。

当連合会は、これまで、裁判員制度を実現し、それがよりよい制度となることを目指して様々な取り組みを行ってきた。司法制度改革推進計画の最終年を迎えた今通常国会において、ぜひとも裁判員制度の関連法律案が成立することを強く期待するものである。そして、今回公表された「骨格案」が、法律案策定の過程及び国会の審議においてさらに検討され、民主主義国家における国民の司法参加にふさわしい制度、国民に支持される制度、そして国際的にも誇りうる制度となるよう期待し意見を述べることとする。

裁判員制度について

1 合議体の構成（骨格案 1(1)）

ア 裁判官の員数は、3人とするものとする。
イ 裁判員の員数は、6人とするものとする。
ウ 第1回公判期日前の準備手続を主宰した裁判官は、準備手続の結果、被告人が公訴事実を認めている場合において、検察官、被告人及び弁護人に異議がなく、かつ、事案の性質等を勘案して相当と認めるときは、裁判官1人及び裁判員4人の合議体による審判とすることができるものとする。

【意見】

裁判官の員数は、1ないし2人とするものとする。

裁判員の員数は、9ないし11人とするものとする。

ただし、骨格案は、以下のとおり評価すべき点もある。

【理由】

当連合会の意見は従前の通りである。即ち、当連合会は、裁判員の主体的・実質的参加、多様な意見の反映、国民的基盤の確立、諸外国の例などの観点からして裁判員の数は9人以上必要であり、それが市民の意見に合致すること、そして、その程度の数であっても評議の実効性の確保は可能であると考え。それ故、裁判員の数を6人とした骨格案は不十分である。しかし、座長試案が、基本的にはコンパクト論（裁判員の数は裁判官の数と同程度）に依拠して、裁判官の数を3人、裁判員の数を4人としつつ、「ただし、検討会における議論を踏まえると、5人ないし6人とすることも考えられるので、なお検討を要する。」としていた状況において、骨格案は、最も多人数の案を採用したことになる。これは、コンパクト論を否定するとともに、当連合会や市民の意見あるいは新聞各紙の意見を一定程度反映したとみられる点において評価しうる。この6人という数字は、アメリカの陪審において合憲と考えられる最低の人数であるとされていること、イタリアの参審員が6人であること（ただし、裁判官は2人である）等から、裁判員制度導入の趣旨が活かされると考えられる最少の数字であろう。

他方、骨格案は、新たな制度においては、現在の3人の裁判官という数字に執着することなく、新たな視点から合議体の構成を考えるべきだとする当連合会等の主張を採用せず、合議体の原則形態として裁判官3人説を採用している点で問題である。ことに、裁判員の数6人を前提として、評決を過半数制にした場合、裁判官3人の影響力は強く、裁判員の意見が反映されにくくなり、ひいては裁判員の主体的・実質的参加が可能となるのか危惧される。そこで、仮に骨格案通りの制度設計とするにしても、裁判員の意見が十分反映されるような環境作りや評議方法の検討などがより一層重要となってくる。

次に、骨格案は、自白事件において、当事者に異議がなく、かつ、裁判官が事案の性質等を勘案して相当と認めるときには、裁判官1人及び裁判員4人の

合議体で審理できるとしている。裁判員の数が少ないものの、裁判官の数は1人または2人とすべきであるとした当連合会等の主張を限定的ではあるが採用している点で評価できる。

裁判官1人制の採用は、将来的展望から見ても非常に重要な選択であると考えられる。即ち、限定的とはいえ採用された裁判官1人制の裁判の運用実績次第で、原則形態への適用の展望の可能性を秘めている。また、与党合意によれば、刑事事件における対象事件の拡大や民事事件や行政事件への導入も検討すべきとされているが、これらの検討の際に、この裁判官1人制の運用実績が注目される。

2 評決（骨格案 1(3)）

- ア 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。
- イ 訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、アにかかわらず、裁判官の過半数の意見によるものとする。

【意見】

ア 評決は全員一致を原則とし、有罪の裁判をするには、一定の要件のもとで（例えば、評議と投票を繰り返しても意見の一致をみないとき）3分の2以上の多数決であって、裁判官と1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならない。死刑を言い渡すときは全員一致を要する。

イ 裁判官2名の場合、訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、以下のとおりとする。

憲法に適合するか否かを判断する場合に2名の裁判官の意見が分かれた場合は、憲法に適合するものとみなすものとする。

当事者のいずれかに立証責任が認められる事項に関して2名の裁判官の意見が分かれた場合は、立証されなかったものとみなすものとする。

上記以外について2名の裁判官の意見が分かれたときは、裁判長がこれを決するものとする。

【理由】

結論に至るためには、裁判官と裁判員のそれぞれ1名以上の賛成を必要としている点は評価できる。なお、骨格案の文言上は、「裁判は」として、被告人に有利・不利を問わないようにも見えるが、検察官に有罪の立証責任がある以上、「被告人に不利な判断をするためには」という趣旨に理解すべきであり、また法文上もその旨を明らかにすることが望ましい。

評決については、まずは全員的一致を目指すのが原則であるから、規則の中にその旨の訓示的規定を設けるのが妥当である。

議論を尽くしても全員的一致が見られないときは、多数決で決定することになるが、その場合は単純多数決制とせず、特別多数決制とすべきである。例えば、裁判官3名と裁判員6名の計9名で合議する場合、裁判官3名が一致して

有罪を主張すれば、裁判員6名のうち僅か2名の賛成で過半数に達し、有罪の結論が導かれることになる。死刑の言い渡しも同様である。しかし、これでは、市民の代表たる裁判員全体の意思が十分に反映されているとは言い難い。評決については、3分の2以上（即ち6名以上）を原則とした上で、特に慎重な判断が必要な死刑の選択については全員一致とするのが妥当である。

3 対象事件（骨格案 1(4)）

<p>ア 対象事件</p> <p>(ア) 原則</p> <p>次のいずれかに該当する事件とする。</p> <p>死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（ただし、刑法第77条の罪を除く）に係る事件</p> <p>法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの</p> <p>(イ) 併合事件の取扱い</p> <p>刑事訴訟法の規定に基づき、(ア)の事件と併合して審理することとされた事件は、(ア)の事件でない事件であっても、裁判官及び裁判員の合議体でこれを取り扱うものとする。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ウ 対象事件からの除外</p> <p>「(ア)裁判官は、(当事者の請求により又は職権で、)裁判員又はその親族の生命・身体に危害を加える行為又は脅迫行為がなされた状況、被告人が属する団体の構成員により行われた人の生命・身体に危害を加える行為の状況その他の事情により、裁判員又はその親族若しくはこれに準ずる物の生命・身体に対する害若しくは財産に対する重大な害を加える行為又はこれらの者の生活の平穩を著しく侵害する行為がなされる等のおそれがあり、そのために裁判員となる者が強く畏怖するなどして裁判員の職務を行うことができない状況にあると認めるときは、アの事件につき、裁判官のみで審理することとするものとする。ただし、事件の審判に關与している裁判官は、やむを得ない場合を除き、その決定に關与することはできないものとする。</p> <p>(イ) (ア)の決定をするに当たっては、当事者の意見を聴かなければならないものとする。</p> <p>(ウ) (ア)の決定に対しては、当事者は、不服申立てをすることができるものとする。」</p> <p>とすることが考えられるが、更に検討するものとする。</p>
--

【意見】

法定合議事件（ただし、刑法第77条及び第78条の罪を除く。）とすべきである。また、事件の性質による対象事件からの除外の制度はもうけないものとするべきである。

【理由】

刑事訴訟手続に「広く一般の国民が」裁判員として関与し「司法の国民的基盤をより強固なものとして確立」(審議会意見書101頁)するとの制度目的からすれば、対象事件はできるだけ広くすべきである。また、制度を定着させていくためには、裁判所の支部を含めて広く各地域で実施される必要があり、この観点からも対象事件はできるだけ広くすることが望ましい。したがって、法定合議事件を対象事件とすべきである。

裁判員制度は「国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有する」(審議会意見書106頁)ものであるから、安易に例外を認めるべきではない。ただし、裁判員等の安全が問題となる場合もあり得るから、裁判員等の安全を保持する何らかの規定や措置が必要である。

4 裁判員の年齢要件 (骨格案 2(1))

裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者とする。

【意見】

裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者とする。

【理由】

座長試案では、「裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢25年以上のものとする。」とされていたが、骨格案では、選挙権者そのもの、即ち、年齢20年以上のものとするとしてされた。当連合会意見は、従前より、年齢としては普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者、即ち現行では20年以上とすべきとしており、その意見が採用された限度で評価できる。

ただ、当連合会が従前主張してきたように、民主的國家の統治基盤が地方自治であることを考慮すれば、衆議院議員の選挙権と一致させるのではなく、普通地方公共団体の議員の選挙権と一致させるべきである。

5 裁判員及び補充裁判員の義務 (骨格案 3(2))

(アないしエ 省略)

オ 裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

【意見】

オは、次のように、事件係属中と終了後の取扱いを分けるべきである。

オ 裁判員及び補充裁判員は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

カ 裁判員及び補充裁判員の職にあった者は、正当な理由なく、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見(自らの意見を除く)並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。(ただ

し、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。)

【理由】

審理が継続している間の裁判員の守秘義務は当然であるが、後述するとおり（15裁判員等の秘密漏洩罪、本意見書16頁参照）、裁判官に対しては罰則規定を置かないこととの均衡も考慮して、懲役刑ではなく、罰金刑の制裁にとどめるべきである。

次に、判決言渡以降については、一律かつ永続的に規制するべきではない。骨格案のように、厳格な守秘義務を課すことは、裁判員となった者に過度の心理的負担を負わせ続けるだけでなく、一般国民から裁判員制度を遠ざける結果となる。また、裁判員制度という新たな刑事裁判制度の運用を検証することも重要であり、そのためにも、守秘義務はより限定的とするべきである。

裁判員制度の評議・評決において、自由な議論を保障するためには、「評議の場で自分がどのような意見を述べ、評決でどのような結論を主張したか」を明らかにされないことが重要であり、この利益は永続的に保護される必要がある。

一方、事件終了後は、骨格案のように裁判員を務めた感想を述べるのが許されるのは当然であるが、当該事件に関する自らの意見を表明することまで禁止する必要はない。更に、それ以外の事項でも、正当な理由のある場合には、許容されるべきである。例えば、学術的な研究や制度を検証するための取材などに対して、裁判員であった者が評議の経過等について述べることは、社会的に相当な範囲の応答として、許されるべきである。

もっとも、被害者その他の事件関係者のプライバシーに属する事実は保護されるべきであり、それを明らかにする行為は原則として正当な理由を欠くことになる。

そして、上述した個々人が特定される事項を除けば、一定期間の経過後には裁判員の守秘義務を解除することも検討されるべきであるが、僅差で無罪判決に至った場合にその事実が明らかになると、無罪判決に対するいわれのない非難が生じるおそれがあるため、この点について配慮する必要がある。

このような観点からすると、事件終了後の規制としては、「裁判員及び補充裁判員の職にあった者は、正当な理由なく、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見（自らの意見を除く）並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。（ただし、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。）」とするのが妥当である。

なお、与党合意が「守秘義務の範囲が裁判員にとって明確で分かりやすいものとなるよう、運用上格別の配慮をするものとする。」としているように、「評議の経過」「職務上知り得た秘密」の文言により、いかなる事項が守秘義

務の範囲にあたるのかが国民に明らかでなければならない。その内容を具体的に検討し、規則等で明示すべきである。

6 就職禁止事由（骨格案 2(3)）

ア 職業上の就職禁止事由

次に掲げる者は、裁判員となることができないものとするのが考えられるが、更に検討することとする。

- (ア) 国会議員
- (イ) 国務大臣
- (ウ) 国の行政機関の幹部職員
- (エ) 都道府県知事及び市町村長
- (オ) 自衛官
- (カ) 裁判官及び裁判官であった者
- (キ) 検察官及び検察官であった者
- (ク) 弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下同じ。）及び弁護士であった者
- (ケ) 裁判所の職員
- (コ) 法務省の職員
- (サ) 国家公安委員会委員，都道府県公安委員会委員及び警察職員
- (シ) 司法警察職員としての職務を行う者
- (ス) 弁理士
- (セ) 公証人
- (ソ) 司法書士
- (タ) 判事，判事補，簡易裁判所判事，検察官又は弁護士となる資格を有する者
- (チ) 大学の学部，専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教授
- (ツ) 司法修習生

【意見】

次に掲げる者は、裁判員となることができないものとする。

- (ア) 裁判官
- (イ) 検察官
- (ウ) 裁判所の職員
- (エ) 検察庁の職員
- (オ) 国家公安委員会委員，都道府県公安委員会委員及び警察職員
- (カ) 司法警察職員としての職務を行う者

【理由】

座長試案と比較して、就職禁止事由を見直すことは賛成である。その場合、「たたき台に対する日弁連意見」で述べたとおり、上記程度に限定すべきである。

7 辞退事由（骨格案 2(5)）

次に掲げる者は、裁判員となることを辞することができるものとする。

- ア 年齢70年以上の者
- イ 地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- ウ 学生及び生徒
- エ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に選任されたことがある者
- オ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者（裁判員となることを辞退した者を除く。）
- カ 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選任されたことがある者
- キ 以下の事由その他のやむを得ない事由があり、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者
 - 重い疾病又は傷害により、裁判所に出頭することが困難であること。
 - 介護又は養育が行われなければ日常生活に支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 - 裁判員として職務を行うことによりその従事する事業に著しい損害が生じるおそれがあること。

【意見】

次に掲げる者は、裁判員となることを辞することができるものとする。

- ア 国会議員
- イ 国務大臣
- ウ 都道府県知事及び市町村長
- エ 年齢70年以上の者
- オ 地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- カ 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員に選任されたことがある者
- キ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所の召喚に応じ出頭したことがある者（裁判員となることを辞退した者を除く）
- ク 過去5年以内に検察審査員又は補充員に選任されたことがある者
- ケ 疾病その他やむを得ない事由により、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認めた者（具体的事由は、骨格案に賛成）

【理由】

上記意見に記載したように、辞退事由にアからウの事由（骨格案では就職禁止事由とされている事由）を追加すべきである。また、学生及び生徒は、そのことだけで辞退事由とするのではなく、試験その他の事由が「やむを得ない事由」に該当するのか個別に判断すべきである。ことに、裁判員の年齢要件が、25歳以上ではなく20歳以上となり、20歳から24歳の年齢層に学生が多いことを考えれば、学生あるいは生徒というだけで辞退を認めるのは適切ではない。

また、骨格案において、裁判員として職務を行うことが困難であると裁判官が認める者について一定の具体的事由を明示したことは評価できる。ただし、

これらの障害事由については、基本的には、その障害を除去する制度整備を行うことで対処すべきである。

8 裁判員候補者に関する情報の事前開示（骨格案 2(8)）

- イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示
- (ア) 裁判官は、質問手続の日より2日前までに、召喚した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護人に送付するものとする。
 - (イ) 裁判官は、質問手続の日に、当該手続に先立ち、裁判員候補者の質問票に対する回答の写しを、検察官及び弁護人に閲覧させることができるものとする。
 - (ウ) 検察官、被告人又は弁護人は、正当な理由なく(ア)の名簿の記載内容又は質問票に対する回答内容を漏らしてはならないものとする。これに違反した者に対する罰則を設けるものとする。

【意見】

氏名についても質問手続の日とすべきである。

【理由】

たたき台に対する日弁連意見では、氏名開示も含めて質問手続当日としていた。その理由は、氏名開示が早ければ、情報収集能力及び諸々の機動力にまさる検察に有利となる危惧からであった。この点、骨格案は2日前となっているので、2日前であれば、その危惧はそれほど高くないかも知れないが、危惧は残る。

9 質問手続における質問権（骨格案 2(9)）

- イ 質問手続
- (ア) 裁判官は、裁判員候補者に対して、欠格事由その他の裁判員の資格に関する事由の有無を確認するため、口頭又は書面で必要な質問を行うものとする。
 - (イ) 検察官、被告人又は弁護人は、裁判官に対し、裁判員候補者に対して必要な事項の質問をすることを求めることができる。この場合において、裁判官は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る事項の質問を行うものとする。

【意見】

裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員候補者に対して、欠格事由その他の裁判員の資格に関する事由の有無を確認するため、口頭又は書面で必要な質問を行うものとする。ただし、質問は裁判官から行う。

裁判官は、検察官及び弁護人の質問が不相当であると判断する場合は、その質問を制限することができる。

【理由】

骨格案では、座長試案と同じく、当事者の質問権を認めない。しかし、従前から主張しているように、当事者が忌避権を適切に行使するためには、当事者

自身の質問権を認めるべきである。

10 無条件忌避権の数（骨格案 2(9)）

イ 質問手続

(か) 当事者は、それぞれ、4人（ただし、1(1)ウの合議体で審理する場合は3人とし、補充裁判員がおかれる場合には、これらの員数に補充裁判員の数を加えた員数とする。）につき理由を示さずに忌避ができるものとする。裁判官は、理由を示さない忌避があった裁判員候補者について、当該裁判員候補者を選任しない旨の決定をするものとする。

【意見】

裁判員と同程度にすることが望ましいが、いずれにせよ、制度実施状況を踏まえ、検証が必要である。

【理由】

裁判員選定手続に関して無条件忌避を採用した点において、イギリス型選定方式ではなくアメリカ型選定方式を採用したことになる。そこで、その人数についてもアメリカが参考になるところ、死刑等が含まれる重罪事件では相当数の無条件忌避権を認めている例が多い（州によっては、陪審員の人数である12人を超える）。座長試案も、4人の裁判員を前提に、3人から4人の忌避権を認めていた。これらのことからすれば、裁判員6人の場合は6人、4人の場合は4人程度の忌避権を認めるのが望ましいと考えられる。ただ、これは絶対的な数字ではない。アメリカ型選定実務が我が国において実施されるであろうかという問題もある。そこで、制度実施状況を踏まえ検証しつつ将来見直すことも視野に入れるべきである。

なお、共同被告人の場合は、共同して行使するのではなく、個別の忌避権行使を認めるべきである。

11 裁判員の宣誓等（骨格案 4(5)）

選任された裁判員及び補充裁判員に対し、裁判官が、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明し、裁判員らは、宣誓をするものとする。

【意見】

賛成するが、必要事項の中には刑事裁判の原則も含まれるべきである。

【理由】

たたき台に対する日弁連意見で指摘していたように、「教示」という言葉が変更され、また、説明事項が明記された点は評価しうる。今後、説明する必要事項が詰められるが、その際、刑事裁判の原則等をも含めて説示するアメリカの説示が参考にされるべきである。この説明や宣誓は公判廷で行い、冒頭説示、中間説示、最終説示のように、必要に応じて行うべきである。

なお、当然のことながら、選任された裁判員等だけでなく、裁判員候補者の段階から、アメリカで実施されているようなオリエンテーション等がなされる

べきである。

12 公判手続等（骨格案 4(1), (6)）

(1) 総論

裁判員制度対象事件については、裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速でわかりやすい審理が行われるように努めるものとする。

(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置

それまでの審理に立ち会っていた補充裁判員が裁判員となる場合を除き、新たな裁判員が加わる場合は、公判手続を更新するものとする。

その手続の在り方については、新たに加わる裁判員が事件の争点を理解し、それまでの証拠調べの結果について実質的な心証をとることができるような、負担の少ない方法によるものとし、必要な措置を講ずるものとする。

【意見】

骨格案においても、座長試案と同様に、検討会において議論がなされた「裁判員にとって迅速でわかりやすい審理」の実現という角度からの取調べの可視化（録画・録音）について全く触れられていない。

しかし、このような骨格案は、検討会での論議状況を全く無視するものであって不当である。与党合意によれば、「裁判員制度の導入をも踏まえ、刑事免責などの新たな捜査手法の導入の可否、取調べ状況を録音録画する制度の採否を含む、捜査・公判手続の在り方全体を見直すための検討を開始すべきである」とされている。

したがって、少なくとも、裁判員制度の導入までの間に、「裁判員にとって迅速でわかりやすい審理の実現」という角度から、取調べの可視化（録画・録音）につき論議を続けることの確認がなされる必要がある。具体的に検討し、そのうえで、当連合会の求めている立法化を図るべきである。

当連合会としては、この機会に改めて、裁判員制度の導入と同時に取調べの可視化（録画・録音）が必要であることを強く訴える。

【理由】

1 検討会及びその後の議論状況

検討会において一定の議論がなされたにもかかわらず、座長試案は、取調べ可視化について全く触れていなかった。そして、今回の骨格案にも取調べの可視化は、内容が盛り込まれていない。しかし、前記のとおり、与党合意では、十分な議論のうえで検討を開始すべきであるとされている。

また、取調べの録画・録音はイギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、アメリカの一部の州、台湾等ですでに実現しているが、I B A（国際法曹協会）では、これらの国際的な動向を踏まえて、2004年1月26日、日本においても取調べの可視化を実現すべきとの提言を行った。その要旨は以下のとおりである。

- (1) 録画・録音があれば、自白がどの程度強制されたものなのか、警察官・検察官による被疑者の尋問に対する異議申立について、裁判所がより効率的に確実に判断ができるようになる。
- (2) 裁判員制度が実施された場合に、被疑者取調べに録画・録音による記録制度を導入することの必要性が高まる。
- (3) 世界の取調べ方法の比較研究を早急に始めることが必要である。
- (4) 録画・録音による記録制度を導入すれば、刑事訴訟手続にとって、つぎのような数多くのメリットが実現する。
 - ・他の記録方法よりも信頼性が高く、客観的で完全な経過記録を作成できるので、必要があれば、のちに検討、活用することができる。
 - ・被疑者を虚偽の自白の捏造から守ることができる。
 - ・警察官や検察官による被疑者の不当な扱いの可能性が減少する。
 - ・警察官や検察官による不当行為に対する申立が減少し、その結果、モラル（志気）と社会的信用が向上する。
 - ・警察官や検察官の取調べ及び裁判の準備と出廷にかかる時間と費用が減少する。
 - ・社会的正義の達成が促進される。

このように、情勢は大きく動いており、取調べの可視化（録画・録音）については、具体的法案作成にむけた検討が開始がなされるべき状況にある。

2 当連合会の取調べの可視化（録画・録音）についての意見

当連合会は2003年7月14日、取調べの可視化についての意見書を取りまとめ、同年10月17日、松山で開催された人権擁護大会においても取調べの可視化実現の決議を採択している。その理由の骨子は次のとおりである。

(1) 裁判員制度にとって、必要不可欠である

裁判員制度のもとでは、一般の市民にとって分かりやすい手続が行われなければならないことは言うまでもない。

刑事裁判においては、「自白の任意性」がしばしば重大な争点となり、そのことをめぐって熾烈な攻防が繰り広げられる。しかし、現在、取調室で何が行われたかという重大な争点に関して、法廷は決め手を欠く「水掛け論」の場と化しており、裁判官は信頼性の低い証拠を評価して結論を出さなければならない状況にある。そのことが誤った有罪判決をもたらす原因の一つともなっている。裁判員制度の導入に際してこの現状が改められなければならない。

取調室の中で何が行われたのかについて明瞭で分かりやすい証拠は、取調べの最初から最後まで録画・録音である。そうすれば、被告人と捜査官の「証言合戦」に対して裁判員はさほどの苦労をしなくとも適正な判定を下すことができる。

取調べの録画・録音によって、検察官が供述の任意性を立証することは極めて容易となる。そして、現実には、任意性の争いは、イギリスの例がそうであったように、ほとんど消滅する。また、適正な取調べがなされている限

り、被告人が事実無根ともいふべき争いを法廷に持ち込む可能性は封殺され、捜査官が誤った非難を受けることはなくなり、適正な取調べを心がけている捜査官はこの制度によって保護される。

(2) 違法な取調べが著しく減少する

取調べの可視化によって、捜査官による違法行為の可能性は著しく減少する。実際のところ、今日でも、暴力さえ伴う違法・不当な取調べが存在しているが、取調べの可視化は、これに完全に終止符を打つ効果的な手段である。

(3) 可視化は真相解明を妨げることはない

取調べが録画・録音されていると被疑者は事件の真相を話したがるようになるので、「取調べの可視化」は事案の真相の解明を妨げるという反対論は全く理由がない。

客観的に検証することができない密室でしか「真実」は話されないなどという実証は何処にもないし、そのような経験則もない。逆に、われわれは、密室で創られた「虚偽」によって多くの冤罪が発生したことを経験的に知っている。密室でしか「真実」は話されないという見解は、直接主義・伝聞法則の下での公判中心主義、即ち、近代における裁判制度を否定する考えである。取調べ状況の一部とはいえ、これが録画・録音された事例は現にいくつも存在しているのであり、捜査官の側から、このような見解が表明されるのは、実に奇妙なことである。

「録画・録音されていると真相を話したがる」という議論は、録画・録音を是非してほしいという被疑者の要求を拒否する理由とならないことも明白である。

むしろ、取調べ過程がそのまま保存されることによって、その過程に作為や加工が入り込む可能性は封殺され、その意味で、虚偽が混入する要素は低められることが明らかである。取調べの状況がありのままに明確にされ、その「真相」が示されることによって、事案そのものの真相解明にも資することになる。真相解明を妨げるという立論は全くの謬論である。

3 当連合会の取り組みの状況

当連合会においては、取調べの可視化を実現するべく、2003年12月11日に600人規模の市民集会を開催し、これらはマスコミにも報道され、今日、市民にも取調べの可視化の必要性の認識が広まっている。また、2002年7月のイギリスにおける調査に引き続き、2004年1月4日から7日にかけて、取調べの可視化を実施している台湾へ調査団を派遣した。さらに、2003年11月から2004年1月にかけて、I B A（国際法曹協会）の調査団を受け入れ、世界の動向につき意見を交換した。I B Aは、上記のとおり、取調べの可視化が実現されるべきであるとの提言を行った。この3月には、取調べでの弁護人の立会を認めている韓国への調査を企画している。

このように、当連合会としては、裁判員制度導入までには、取調べの可視化についての立法が是非ともなされるべきであるとの認識の下、その実現に向けた運動に全力で取り組んでいる。政府においては、早急に可視化実現に

に向けた検討を始めるべきである。

13 証拠調べ手続等（骨格案 4(7)）

イ 証拠調べ等

- (ア) 第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用を拡充するため、刑事訴訟法第227条第1項中の「圧迫を受け」との要件を削除するものとする。
- (イ) 一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、公判開始前に行うことができるよう、必要な措置を講じるものとする。

【意見】

証拠調べ方法に関して、たたき台や座長試案では、「以下の諸点を含め、迅速で、かつ、裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする証拠調べ等の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。」とされていたので、被告人の防御権を侵害しないようにしつつ、以下の事項を規則化すべきである。

証拠調べは、裁判員が理解しやすいよう、争点に集中し、厳選された証拠によって行わなければならないものとする

専ら量刑に関わる証拠の取調べは、公訴事実の存否に関する証拠の取調べと区別して行わなければならないものとする

争点ごとに計画的な証拠調べを行うものとする

証拠書類は、立証対象事実が明確に分かりやすく記載されたものとする

証拠物の取調べにおいては、争点との関連性が明らかになるようにすること

証人等の尋問は、争点を中心に簡潔なものとする

証人等の反対尋問は、原則として、主尋問終了後直ちに行う

供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証を行う

第1回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用を拡充すること

一定の期間を要する、鑑定のための事実的措置は、できる限り、公判開始前に行う

迅速で、裁判員に分かりやすい審理が行われるよう、訴訟指揮を行う

連日開廷下において、適切な公判記録の作成を行う

論告・弁論は、証拠調べ終了後速やかに行う

論告・弁論は、取り調べられた証拠との関係を具体的に指摘した、分かりやすいものとする

【理由】

従前のたたき台あるいは座長試案では、上記項目が記載されていた。骨格案では、これらの項目の多くは法律事項ではないので削除されている。しかし、

これらは非常に重要な項目であるので、単に運用に委ねることなく、規則化すべきである。

14 控訴審（骨格案 5）

現行法どおりとする。

（控訴審は、事後審として原判決の瑕疵の有無を審査するものとする。）

【意見】

次のような制度とすべきである。

ア 控訴審は、まず裁判官のみにより控訴理由の有無を判断し、控訴理由があると認められる場合は原判決を破棄し、原則として事実審理開始決定を出すものとする。

イ 事実審理開始決定後の審理は裁判員も関与した裁判体とし、以下のような審理を行う。

- ・覆審とし、第一審と同程度の直接主義・口頭主義に基づく審理とする。
- ・裁判体は裁判官3人、裁判員12人とする。
- ・事実審理開始決定までに関与した裁判官は、同決定後の事実審理に関与できない。

ウ 裁判官は、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合には、事実審理開始決定を行うことなく自判することができるものとする。

ただし、下記のような制度設計であれば、あえて反対はしない。

控訴審では、裁判官のみで審理及び裁判を行うが、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤りについてのみ自判できるものとし、量刑不当及び事実認定については自判できないものとする。ただし、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合には、自判することができる。

【理由】

控訴審の構造を事後審とすることは妥当であるが、すべてを現行法通りとすることには疑問がある。

職業裁判官と市民の代表である裁判員が協働して出した結論に対して、控訴審の3名の職業裁判官がこれを安易に変更することがあれば、せっかく市民参加の制度を設けた意義が損なわれる。特に、事実誤認及び量刑不当を理由として被告人に不利益な方向で破棄自判することは避けるべきである。

したがって、法的判断に帰する訴訟手続の法令違反と法令適用の誤りについては破棄自判を許すが、事実誤認及び量刑不当については、破棄差し戻しを原則とし、明らかな事実誤認ないし量刑不当があつて被告人に有利な判決を言い渡すべき場合にのみ自判が許されるとすべきである。

15 裁判員等の秘密漏洩罪（骨格案 7(2)）

裁判員，補充裁判員又はこれらの職にあつた者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た

秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、 年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

【意見】

- ア 裁判員、補充裁判員が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、 円以下の罰金に処するものとする。
- イ 裁判員、補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見（自らの意見を除く）若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、 円以下の罰金に処するものとする。（ただし、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。）

【理由】

- 1 現に裁判員または補充裁判員である者が職務上知り得た秘密を漏らすこと及び自らの意見を外部に明らかにすることを禁ずるのは妥当であり、その限りで骨格案に賛成するが、その場合の刑罰は懲役刑ではなく、罰金刑のみとすべきである。
- 2 事件終了後の守秘義務をどう扱うべきかについては、上記（ 5 裁判員及び補充裁判員の義務、本意見書6頁）で述べた通りであり、罰則については罰金刑のみとすべきである。

16 裁判員候補者の虚偽回答罪（骨格案 7(5)）

イ 刑事罰

裁判員候補者が、自己に送付された質問票又は裁判所における質問手続において、虚偽の回答をした者は、 円以下の罰金に処するものとする。

【意見】

裁判員候補者の虚偽回答に対する罰金刑は不要である。

【理由】

市民が参加しやすい制度設計という観点から考えるならば、裁判員候補者が罰則を恐れるあまり参加に躊躇するような制度であってはならず、裁判員候補者に対する罰則は、必要最小限度とすべきである。

裁判員候補者の虚偽回答に対しては、過料で足り、罰金刑までは不要である。

17 裁判員等の個人情報の保護（骨格案 8(1)）

ア 何人も、裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者又はこれらであった者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。ただし、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者であつ

た者の同意を得た場合は、この限りではないものとする。
イ 裁判確定後の訴訟に関する書類の公開に当たっては、氏名、住所等の裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の個人が特定されるおそれのある情報が記載された書類は、これを公開しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

裁判員等が同意した場合にまで非公開とする必要がない旨の当連合会意見が採用され変更されているので賛成できる。

イについては、裁判員等の承諾がある場合まで禁止する必要はない。

18 裁判員等に対する接触の規制（骨格案 8(2)）

ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。
イ 裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があることを被告人の保釈不許可事由及び接見禁止事由とするものとする。裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触したことを被告人の保釈取消事由とするものとする。

【意見】

裁判員等に対する接触禁止は、任務終了までとすべきである。

また、被告人の保釈不許可事由、接見等禁止事由、保釈取消事由の新設には反対する。

【理由】

審理継続中の裁判員・補充裁判員に対しては、包括的な接触の禁止も必要と考えられる。

判決言渡後についても一律に接触を禁止するアの後段は疑問であり、少なくとも報道目的による場合や学術研究の目的による場合には、判決言渡後の接触禁止を解除する制度も検討されるべきである。また、さらに、一定期間経過後は接触の禁止を解除するのが妥当である。

イについて、「接触すると疑うに足りる相当な理由」では、濫用され、これを口実に保釈や接見が制限されるおそれが大きいため、削除すべきである。仮に何らかの規制が必要であるとしても、要件を厳格にすべきである。

19 市民が参加しやすい制度（骨格案 8(4)）

ア 何人も、他人が裁判員となることを妨げてはならないものとする。
イ 労働者は、その事業主に申し出ることにより、裁判員の職務を行うために必要な範囲で休業すること（裁判員休業）ができるものとする。事業主

は、労働者からの裁判員休業申出があったときは、当該裁判員休業申出を拒むことができないものとする。

ウ 事業主は、労働者が裁判員休業申出をし、又は裁判員休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

【意見】

賛成する。

骨格案が指摘する裁判員休業制度のほか、託児所の整備、育児・介護料の補償など、裁判員等が参加しやすい環境整備が不可欠である。

【意見】

裁判員制度が定着するためには、何よりも国民が参加しやすい制度としなければならない。そこで、その観点から適切なあらゆる措置を講じる必要があり、上記案は、その観点から支持できるものである。また、骨格案では、介護や養育の必要性は辞退事由としているが、それにとどまらず、介護や養育の必要がありながらも参加希望する人が参加可能となるような措置（例えば、託児所の設置や第三者による臨時介護費用の支出など）を講じるべきである。また、休業補償の必要性についても検討すべきである。

刑事裁判の充実・迅速化のための方策について

1 準備手続の主宰者（骨格案 第1 1(4)）

第1回公判期日前の準備手続は，受訴裁判所が主宰するものとする。
裁判員制度対象事件においては，受訴裁判所を構成する裁判官が準備手続に関する権限を有するものとする。

【意見】

受訴裁判所以外の裁判所が準備手続を主宰するものとすべきである。

仮に，受訴裁判所が主宰することとする場合には，裁判員制度対象事件においては受訴裁判所以外の裁判所が主宰するのが相当である。

【理由】

審議会意見書が指摘するように，「制度の具体的な在り方を検討するに当たっては，予断排除の原則との関係にも配慮」する必要がある（43頁）。この原則との関係（規則第194条第1項但書参照）に配慮するならば，準備手続は受訴裁判所以外の裁判所が行うものとすべきである。

仮に，受訴裁判所が行うとする場合でも，裁判員制度対象事件の場合には，裁判員との情報格差をなくし評議での対等を実現する観点から，受訴裁判所以外の裁判所が主宰するのが適当である。

さらに，仮に裁判員制度対象事件において受訴裁判所が担当するとしても，裁判員制度対象事件の場合には，証拠決定のために証人尋問を必要とするときは尋問と証拠決定を公判開始後に行うとか，準備手続段階で裁判官が証拠の内容に触れることになる場合は，別の裁判官が担当するようにする，といった措置がとられるべきである。

2 準備手続の内容（骨格案 第1 2(3)）

準備手続においては，特に次のことを行うものとする。

- ア 訴因又は罰条を明確にすること
- イ 争点の整理
- ウ 証拠開示に関する裁定
- エ 証拠調べの請求をさせること
- オ 立証趣旨，尋問事項等を明らかにさせること
- カ 証拠調べ請求に対する意見の聴取
- キ 専ら証拠能力の判断のための事実の取調べ
- ク 証拠調べ決定又は証拠調べ請求の却下
- ケ 証拠調べの順序及び方法の決定

【意見】

キないしケについては，公開の法廷において行うものとすべきである。

キがいかなる場合を指すのか，もっと明確な規定にすべきである。

【理由】

- 1 キないしケについては、本来的に証拠調手続としての性質を持つものであるから、準備手続において行うものとしても、裁判の公開の要請が強く働く場面というべきである。
- 2 キは「専ら」とあることから、証拠能力の判断とあわせて証明力ないし信用性に関わるような場合は含まない趣旨と理解されるが、いかなる場合を指すのかが今一つ明確でない。準備手続でなし得ることとして法律に規定する以上、もう少しわかりやすい規定とすべきである。

3 準備手続の充実（骨格案 第1 2(5)）

準備手続は、争点中心の円滑で充実した審理が行われるよう、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期に終結させるように努めなければならないものとする。

【意見】

次のような文言とすべきである。

準備手続は、争点中心の円滑で充実した審理が行われるよう、必要かつ十分に行うものとする。

準備手続においては、訴訟関係人の準備を考慮して必要かつ十分な準備期間及び証拠開示が保障されなければならない。

【理由】

骨格案のいう、「十分な準備が行われるようにする」ことはそのとおりであるが、準備手続を「必要かつ十分に行う」とすれば、「できる限り早期に終結させる」という文言は不要である。

また、連日的開廷あるいは迅速な裁判の前提条件として、準備手続が開始されるまでの間、準備手続期日の期日間、さらには、準備手続終了から公判開始までの間、いずれも必要かつ十分な準備期間（ウェイティング・トライアル）が保障される必要があるので、その趣旨を法律で明示すべきである。

ことに、弁護側は、検察側と異なり、起訴前に証拠の収集・分析を行う機会ほとんどないのであるから、起訴後の準備期間の保障は、弁護側の防御のために必要不可欠である。

裁判の迅速化に関する法律第2条第3項でも、「裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。」とされている。また、当事者は、迅速化に関して、手続上の権利は誠実にこれを行使しなければならないとされているが、「当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。」ともされているところである（同法第7条第2項）。連日的開廷が行われる裁判では、公判までの間に必要かつ十分な準備期間を保障することが、当事者（ことに弁護側）の正当な権利利益の保障となる。

なお、刑事訴訟規則第178条の4は、「第1回公判期日を定めるについては、その期日前に訴訟関係人がなすべき準備を考慮しなければならない」と定めている。連日的開廷の規定（規則第179条の2）の法定化に併せ、準備期間の保障

を定める規定も法律化されるべきである。

完全な証拠開示の実現については、後述するとおりである。

4 取調請求証拠以外の証拠の開示（骨格案 第1 3(3)）

検察官は、(2)で開示される証拠であって、次のアないしクの種類のいずれかに該当するものについて、被告人又は弁護人から、開示を求める証拠の種類及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官の請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該種類及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合において、開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならないものとする。

ア 証拠物

イ 鑑定書

ウ 検証調書、実況見分調書その他これに準ずる証拠

エ 写真、ビデオテープ、録音テープ

オ 検察官が証人請求予定の者の供述調書

カ 検察官主張事実と直接関係する参考人の供述調書

キ 被告人の供述調書

ク 身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面

【意見】

次のような制度設計とすべきである。

- 1 検察官は取調請求証拠を開示する際に、当該開示証拠以外の証拠であって、次のアないしケの種類のいずれかに該当するものについては、被告人又は弁護人に開示しなければならない。

ただし、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるものについてはこの限りではない。

ア 証拠物

イ 鑑定書

ウ 検証調書、実況見分調書その他これに準ずる証拠

エ 写真、ビデオテープ、録音テープ

オ 検察官が証人請求予定の者の供述調書

カ 検察官主張事実と直接関係する参考人の供述調書

キ 捜査報告書

ク 法令により作成することが義務付けられている書類

ケ 被告人の供述調書

- 2 検察官は、前項による証拠開示の際に、その保管する証拠の標目を記載した一覧表（書類目録、証拠金品総目録及びこれに準ずる検察官収集証拠目録）を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする。

検察官は、弁護士又は被告人から、上記一覧表の中から証拠を特定して、開示の請求があった場合、開示によって罪証湮滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるときを除き、当該証拠を開示しなければならないものとする。

【理由】

- 1 骨格案は座長試案とまったく同一の内容となっている。即ち、たたき台のB案の開示すべき証拠に「ク 身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」を付加したものである。与党合意においては、証拠開示について、「準備手続における十分な争点整理が可能となるよう、検察官請求証拠の開示に加え、裁判所は、次の（注・検察官請求証拠の証明力判断のために重要な一定類型の証拠）及び（注・被告人側の主張に関連する証拠）の証拠について、開示の必要性和弊害の有無、種類、程度等を勘案して開示を命令することができるものとする。」とされ、座長試案よりも広く開示を認め、証拠開示を拡充すべきであるとの方向性が示されているのであり、骨格案は与党合意の内容を下回るものというべきである。
- 2 そもそも、骨格案は、「被告人又は弁護士から、開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官の請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合において、開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならないものとする。」としているが、この考え方は、検察官の手持ち証拠の開示を求めることが、被告人の基本的な権利であるという視点が欠落しており、検察官が第一義的に開示の必要性、相当性を判断することができる点で新たな刑事手続における証拠開示の意義について理解を誤っている。
- 3 また、この部分は、座長試案が示された際の座長説明で、「B案本文の要件の具体的文言や力の類型の表現についても、より平明で適切なものとするよう工夫すべきであるとのこと指摘もありましたが、その点は、今後の法案作りの作業において、詰めていただけるであろうと考え、この段階では、敢えて加工しませんでした」(4頁)とされていたところであるが、検討会では、B案に示された証拠の類型が、関連性、必要性を原則として充足するもので、これらについては特段の事情がない限り開示されることを前提としていると見られる意見があったのであり、原則的に開示することがわかり、かつ、平明な表現にすべきである。

当連合会においては、そのことを明らかにするため、上記のような意見としたものである。

5 証拠の標目の提出命令（骨格案 第1 7(4)）

ア 裁判所は、(2)アの請求に関して決定をするに当たり、必要があると認

めるときは、検察官が保管する証拠であって、裁判所の指定する類型及び範囲に該当する証拠の標目を記載した一覧表の提出を命じることができるものとする。

イ 裁判所は、アにより提出された一覧表を被告人及び弁護人に開示しないものとする。

【意見】

裁判所は、アにより提出された一覧表を被告人及び弁護人に開示するものとするべきである。

【理由】

座長試案における座長説明では、開示を前提とすると、多少とも証拠の内容にわたることまで記載するのが困難となり、裁判所の裁定のための資料にならない、裁判所の判断で開示されない場合には証拠の開示という付随的な事柄をめぐって無用な紛議が生じるおそれがあることが非開示とした理由として述べられていた（7頁）。

しかし、ここでも証拠開示の意義についての無理解が表れているというべきである。証拠開示の意義については繰り返さないが、弊害のおそれが生じるような場合には、裁判所の判断で、証拠の要旨の部分のみを非開示とするような「但し書き」を設ければよいのであって、標目自体を非開示とすべきではなく、また、同じような理由から一覧表の一部を不開示にすることはあっても全体を不開示とする必要はない。したがって、被告人及び弁護人に一律に不開示するのではなく、原則開示し、弊害のおそれがある場合に限り、裁判所の判断により一部を不開示とする方法もあり得る。

また、こうした証拠の開示をめぐる争いは決して付随的な事柄というべきではなく、有罪・無罪を左右するような問題ともなりうるものである。

そして、第21回検討会（2003年6月27日開催）でも意見がのべられていたように（池田委員の発言参照）、開示に関する決定については即時抗告ができるのであり、少なくとも標目の開示がなければ即時抗告の理由を述べることもできない不都合な結果となる。

6 証拠開示違反に対する制裁（骨格案 言及なし）

【意見】

検察官が証拠開示を怠った場合の制裁規定を設けるべきである。

【理由】

骨格案においても検察官が開示を怠った場合の制裁規定がない。これでは、証拠開示を法定化しても、被告人に有利な証拠を検察官が意図的に開示しない場合があり、真剣に開示を検討しないで、結果的に開示されないことも容易に予測できる。検察官が証拠開示を怠ることは、証拠の目的外使用以上に刑事司法の適正な運用を害するものである。

したがって、検察官所持証拠の不開示が明らかになった場合には、被告人又は弁護人が当該証拠の閲覧・謄写及び評価等について準備するために必要な期

間は公判を開くことができないとか、結審後に不開示が判明した場合、当該証拠が被告人の有罪・無罪の判断に影響を及ぼす可能性があると判断したときには、公訴棄却、当該証拠が量刑に関する証拠で判決に影響を及ぼす場合には、公判手続を再開するなどの措置が必要である。

7 被告人側による主張の明示，争点の確認等

(骨格案 第1 4(1), 8(2),(3))

4(1) 主張の明示等

ア 被告人又は弁護人は、公判廷において、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、3により検察官から検察官主張事実陳述書の送付及び証拠の開示を受けた後、準備手続において、あらかじめこれを明らかにしなければならないものとする。刑事訴訟法第326条の同意をするかどうかなど検察官請求証拠に対する意見についても、同様とするものとする。

イ 被告人又は弁護人は、取調べを請求する証拠があるときは、準備手続において、その取調べを請求し、かつ、これを開示しなければならないものとする。

8(2) 準備手続終了後の主張

準備手続終了後の主張を制限する制度は設けないものとする。

(3) 準備手続終了後の証拠調べ請求

ア 検察官、被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって請求をすることができなかった場合を除き、準備手続の終了後に新たな証拠の取調べ請求をすることはできないものとする。

イ アは、裁判所が職権で証拠調べをすることを妨げるものではないものとする。

【意見】

主張明示義務については、次のような規定とすべきである。

1 弁護人は、公判廷において、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、検察官から検察官主張事実陳述書の送付及び証拠の開示を受けた後、できる限り準備手続において、これを明らかにしなければならないものとする。刑事訴訟法第326条の同意をするかどうかなど検察官請求証拠に対する意見についても、同様とするものとする。

2 弁護人は、取調べを請求する証拠があるときには、できる限り準備手続において、その取調べを請求し、かつこれを開示しなければならないものとする。

準備手続終了後の証拠調べ請求事項は削除すべきである。

【理由】

座長試案においては、弁護人の準備手続終了後の主張を制限する制度が設けられていたが、骨格案では、これが撤廃された。これは当連合会の意見に沿うものであり、評価できる。

しかし、骨格案は、依然として、被告人に対する主張・証拠調べ請求義務を課した上で、さらに、被告人・弁護人に対する証拠調べ請求制限を設けており、問題がある。

従前から主張するとおり、「迅速な公開裁判を受ける権利」（憲法第37条第1項）及び「公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利」（同条第2項）は、憲法が刑事被告人に保障した重要な権利である。被告人が、公開の法廷で、自己の主張を行い、それに見合った証拠調べ請求を行うのは憲法上の権利であり、準備手続での主張明示義務を課すことは、この憲法上の権利に対する重大な制約である。もちろん、いかなる権利であっても濫用は許されないが、自分の主張は公開の法廷でのみ明らかにしたいという被告人の訴訟態度が権利の濫用にあたることは到底解されない。

被告人に対する準備手続終了後の証拠調べ請求制限は、さらに問題である。黙秘権を保障するという以上は、黙秘すること自体によって、公訴事実を認めたと推認されることがあってはならないというにとどまらず、その他一切の不利益な取扱いを受けてはならないはずである。あくまでも公判のための準備として非公開で行われる準備手続において黙秘権を行使したからといって、上記に掲げた公判における憲法上の権利を消失させられるなどというのは本末転倒である。

刑事裁判の充実・迅速化のために準備手続のメニューを充実させ、裁判所と検察官及び弁護人が協力してその運営に努力するのは望ましいことであるが、被告人の憲法上の権利を奪うことはできない。

被告人に準備手続での主張明示義務を課すことは許されない。そして、弁護人が基本的には被告人の代理人として、その意思を離れては主張をなし得ないことからすれば、弁護人における主張明示も「できる限り」との留保をするべきである。

また、準備手続における証拠調べ請求についても、上記と同様の理由から、被告人には義務を課すことはできず、弁護人については「できる限り」との規定にすべきである。

証拠調べ請求の制限については強く反対する。

8 開示された証拠の目的外使用の禁止（骨格案 第19(1)）

- | |
|--|
| <p>ア 被告人及び弁護人は、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする。</p> <p>イ 裁判所は、被告人又は弁護人が、アの義務に違反したときは、決定で、万円以下の過料に処することができるものとする。</p> <p>過料の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。</p> <p>ウ 被告人又は弁護人が、アに反し、開示された証拠の複製その他内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用したときは、年以下の懲役又は万円以下の罰金に処す</p> |
|--|

るものとする。

【意見】

アの規定は、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする」との文言を「被告人の防御活動又は弁護活動その他正当な目的以外で使用してはならないものとする」との文言に変更すべきである。

イとウの規程は削除すべきであり、過料と刑罰の制裁規定を置くことには強く反対する。

【理由】

1 与党合意では、開示証拠の目的外使用については、「すべての刑事事件に関わる問題であることを踏まえ、今国会に刑事裁判の充実・迅速化のための法案を提出するまでの間に引き続き検討すべきである。ただし、正当な弁護活動等を阻害しないように配慮する」とされている。

しかし、このような状況であるにもかかわらず、骨格案は座長試案と同一であり、被告人の防御や弁護人の弁護活動に対する不当な制限をもたらすおそれがある。

2 アのような目的外使用の禁止を謳うこと自体はあってもよいが、「当該被告事件の審理の準備」との目的は、実務的な経験からすると狭すぎてきわめて問題であり、イやウの制裁があるとなれば、被告人の防御や弁護人の弁護活動に対して著しい制限をもたらす虞がある。即ち、被告人や弁護人が、開示された証拠の問題を著作物で指摘したり、批判したりする等の活動を通じて、これを広く社会に明らかにする場合があるが、そのような被告人・弁護人の活動は、被告人の無実、被告人の主張の正当性を明らかにするためのものであって、その内容が人の名誉毀損等に該当しないかぎり、適法な防御活動であり弁護活動である。また、そのような防御活動、弁護活動を通じて国民が裁判への関心を高め、裁判に対する信頼と批判精神を培ってきているが、そのような機会を奪うことにもなりかねない。

さらに、共犯事件、関連事件などの場合、それぞれの弁護人が当該被告人の防御のために、開示された証拠を互いに検討・協議する弁護団会議を開催することはしばしば行われているが、「当該被告事件の審理の準備」との制約の下では、このような当然なすべき弁護活動すら困難となってしまう。

また、刑事訴訟法第47条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。ただし、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」と規定して、公判の前後での取扱を異にしているのもあって、公判廷での取調べがなされた証拠であるかそうでないかによっても、開示を受けた証拠の写しの使用方法は異なるはずであり、一律に「当該被告事件の審理の準備」に限定する必要はない。刑事事件に関連する民事訴訟が提起されている場合の刑事公判での取調べ記録の民事事件での証拠利用についても制約を設ける理由は乏しい。

なお、このような規定を置くのであれば、国家公務員法による禁止規定があるからという理由だけで検察官に対する禁止規定を回避するのは

なく、被告人と弁護人とに対するのと同様の目的外使用を禁ずる規定をおくべきである。

目的外使用をしたか否かに関して裁判所が判断し、当該被告人・弁護人に対して不利益処分を課すとか、あるいは刑事罰として規定し、その職権発動を検察官に委ねるのは、「当該被告事件の審理の準備」との概念があいまいであるだけに、当該被告事件の被告人の防御活動、弁護人の弁護活動に直接かつ甚大で不当な影響をもたらす虞がある。

「当該被告事件の審理の準備」に該当するか否か、「被告人の防御のため」か「正当な目的の範囲」に含まれるかどうかは、弁護人の弁護活動の限界を画する極めて判断が微妙な領域であって、これに関しては弁護士会の判断に委ね、場合によっては弁護士会による懲戒手続に委ねるとしたほうがよい。

また、被告人の場合も同様であって、刑罰でこれを禁ずることには疑問がある。刑法第104条の証拠隠滅罪は「他人の刑事事件に関する証拠」と規定して本人を除外しているが、これは、訴追を受けた当事者に対する期待可能性がなく典型的に不可罰であることを理由としているはずである。

仮に、開示証拠の目的外使用によって、罪証隠滅、証人威迫、関係者の名誉・プライバシーの侵害等の弊害が生じた場合には、これらを処罰する既存の規定で対応することが可能である。

9 連日的開廷の確保等（骨格案 第2 1）

連日的開廷の原則を法律において規定するものとする。

【意見】

連日的開廷の原則を法律において規定すること自体に異論はない。

ただし、連日的開廷を可能にするために不可欠な次の各制度を保障するべく、必要な法整備を合わせて行うべきである。

完全な証拠開示の実現

十分な準備期間（ウエイティング・トライアル）の保障

被疑者・被告人の身体拘束からの解放（保釈等）

接見交通権の拡充

有効な弁護の保障（公的弁護制度・弁護人の権限拡充）

公判の速記録又は録音テープの即時交付

取調べの可視化（録画・録音）

【理由】

連日的開廷の原則を法律において規定することに異論はないが、連日的開廷を可能にするための関連諸制度の整備が不可欠であることは、当連合会が繰り返し述べてきたところである。しかし、骨格案においても、当連合会が主張する関連諸制度の整備については、全く触れられなかった。

当連合会は、少なくとも、上記6項目に関する制度整備の必要性とその理由を主張してきたが、他で言及された 以外の項目について、再度簡明に指摘

する。

1 被疑者・被告人の身体拘束からの解放（保釈等）

具体的には，起訴前保釈制度を導入し，権利保釈の除外事由を真にやむを得ない場合に限定し，保証人の保証書や被疑者・被告人の誓約書のみによっても保釈が可能となる保釈保証金以外の保証の新設，勾留理由開示公判を身体拘束からの解放等のための実質的審理手続に改めることなどが必要である。

2 接見交通権の拡充（夜間・休日接見，裁判所構内での接見など）

具体的には，接見指定に関する刑事訴訟法第39条第3項を削除するほか，夜間及び休日の接見を完全に保障し，公判当日にも接見ができるよう裁判所構内の接見設備を拡充し，さらに電話による弁護人との交通権を保障するなどの制度整備が求められる。

3 有効な弁護の保障（公的弁護制度，弁護人の権限拡充）

有効な弁護を保障するためには，必要な人数の弁護人が選任されることや，十分な弁護報酬が支払われることが必要である。

また，弁護人に取調べや捜索，差押，検証，実況見分への立会権を保障すること，弁護人の証人喚問請求を原則的に認めること，弁護人に一定の調査権限を付与すること，弁護人と証人予定者との事前打ち合わせを保障することなど権限の拡充が必要である。証拠保全についても，現行法の要件を緩和し（刑事訴訟法第179条第1項参照），必要があるときは証拠保全を請求できるように改正すべきである。

4 公判の速記録又は録音テープの即時交付

証言内容を逐語的に把握しうる速記録の交付や，公判の様態を記録した録音テープについて，当事者に録音を認めるか，若しくは裁判所が録音してダビングテープを交付することが考えられるべきである。

5 取調の可視化（録画・録音）

連日的な充実した公判審理を行うためには，取調べ過程の録画・録音が不可欠である。（詳細は 12公判手続等，本意見書12頁参照）

10 訴訟指揮の実効性確保（骨格案 第3）

1 裁判長は，弁護人がなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷することのできない公判期日に，弁護人が，出頭しないとき，若しくは出頭しないおそれがあるとき，又は当該準備手続若しくは公判期日に在席しなくなったときは，職権で弁護人を附することができるものとする。

2 (1)ア 裁判所は，出頭命令を受けた訴訟関係人が，正当な理由がなく，公判準備又は公判期日に出頭しないときは，決定で， 円以下の過料に処し，かつ，その不出頭により生じた費用の賠償を命ずることができるものとする。

イ 裁判所は，訴訟関係人が刑事訴訟法第295条による命令（裁判長による尋問又は陳述の制限）に違反したときは，決定で， 円

以下の過料に処することができるものとする。

(2)ア 裁判所は、上記制裁を科したときは、検察官については当該検察官に対して指揮監督の権を有する者に、弁護人については当該弁護士の属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当の処置を採るべきことを請求しなければならないものとする。

イ この請求を受けた者は、速やかに適当と認める処置を採り、その採った処置を裁判所に通知しなければならないものとする。

【意見】

1 職権による弁護人の選任につき、次のとおりの制度設計とすべきである。

裁判長は、弁護人がなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷することのできない公判期日に、弁護人が、正当な理由なく出頭しないとき、若しくは出頭しないおそれがあるとき、又は当該準備手続若しくは公判期日に在席しなくなったときは、職権で弁護人を附することができるものとする。

ただし、裁判長は、弁護人の不出頭等について正当な理由がある場合であっても、職権による弁護人選任に対する被告人の同意を得て、弁護人を選任することができる。

裁判長は、職権で選任された弁護人に対し、準備手続又は公判の準備が十分になされるよう、期日等につき配慮しなければならない。

2 出頭命令の違反に関し、過料の制裁及び損害賠償に関する規定を設けることには反対する。

3 尋問又は陳述の制限命令の違反に関し、過料の制裁及び裁判所による弁護士会等への処置請求に関する規程を設けることには強く反対する。

【理由】

1 骨格案は座長試案のうち、処置請求を受けた者が「速やかに適当と認める処置を採り」との文言を削除したが、その外は従前と同一である。あたかも、弁護士会に処置を強制するかのとき内容が削除されたことは当然であるが、その部分以外においても、本条項は、以下のように重大な問題が存する。

なお、与党合意において、「裁判所の訴訟関係人に対する出頭命令、尋問・陳述を制限する命令の実効性を担保するための措置」については、「すべての刑事事件に関わる問題であることを踏まえ、今国会に刑事裁判の充実・迅速化のための法案を提出するまでの間に引き続き検討すべきである。ただし、正当な弁護活動等を阻害しないように配慮する」とされているのであり、早急に検討のうえ、正当な弁護活動等を阻害しないよう当連合会の意見が採用されるべきである。

2 骨格案が想定する訴訟関係人が裁判所の出頭命令を遵守しないという事例は今日ではほとんどなく、当連合会が認識する限り、弁護人の不出頭等の多くは昭和40年代から50年代の一時期に生じたものである。しかも、それらの中には、裁判所の訴訟指揮自体に問題があった例も少なくなく、最終的には担当弁護士や弁護士会との協議によって解決がはかられている。さらに、当連合会は、正当な理由のない不出頭等については、弁護士倫理に反するもの

であることを明文化した「刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程」(1979年5月26日)を制定し、弁護士自治のもとで自律的な解決をはかっている。出頭命令不遵守に対する制裁を規定しなければならないような立法事実はない。

- 3 尋問又は陳述の制限に関しても、裁判所の訴訟指揮に違反あるいは無視をして尋問や陳述を続け、それによって裁判が遅延するというような事態は今日ではほとんど生じていない。証人尋問に多くの時間を要しているのは、検察官が真に必要な事項に絞ることなく漫然と立証範囲を拡げ、調書裁判と呼ばれるやり方で調書の任意性・信用性の立証にこだわることに原因がある。尋問等の制限に関して制裁を設けなければならないような立法事実もない。
- 4 処置請求に関しては、刑事訴訟規則第303条に規定があるが、骨格案及び座長試案は、それを法律にするというだけでなく、処置請求の要件を変更し、弁護士等に理由の説明を求める手続をなくしている。

刑事訴訟規則の「特に必要があると認めるときは」という要件をなくし、理由の説明を求めることもしないまま、制裁を科した場合には処置請求までしなければならないとする根拠は全くない。当連合会で把握する限り、これまで処置請求等がなされた事例はわずか11件に過ぎず、しかもそのほとんどは昭和50年代以前のものである。現時点において、処置請求を拡大強化しなければならないような立法事実はない。

- 5 審議会意見書は「必要な場合に、適切かつ実効性のある形で訴訟指揮を行うようにすることは重要であり、それを担保するための具体的措置の在り方を検討すべきである」(44頁)とする一方、「充実しかつ円滑な審理の実現のためには、裁判所と訴訟当事者(検察官、弁護士)が、それぞれ、訴訟運営能力、訴訟活動の質の向上を図りながら、基本的な信頼関係の下に、互いに協力し支え合っていく姿勢を持つ必要がある」(同頁)「被疑者・被告人の防御権の保障等憲法の人権保障の理念を踏まえ、適切な制度を構築していくことが必要である。」(41頁)としているのである。

これによれば、訴訟指揮の実効性確保のための具体的措置を検討するにしても、基本的な信頼関係を基本とし、防御権等の人権保障に十分配慮したものであるべきである。裁判所の命令に違反すれば、過料の制裁を科し、それを科したときは理由も尋ねないまま処置請求を行い、処置請求をすればすみやかに処置を採らねばならないという強権を規定して、力づくで訴訟指揮に従わせようとするようなやり方は、到底審議会意見書の趣旨に沿うものとは言えないのである。

また、裁判の迅速化に関する法律施行後、証人採用制限や尋問時間制限が増えることが懸念されているが、その上訴訟指揮が強権化されるようなことがあれば、弁護活動を萎縮させるなどの弊害をもたらしたり、強権的な訴訟指揮をめぐる混乱がかえって訴訟遅延を招いたりするおそれもある。同法は、その法文や附帯決議などからも明らかなように、裁判所の訴訟指揮を強権化することによって拙速な裁判を目指したのではなく、適正で充実した審理

をすることによって迅速化をはかるとというのが立法の趣旨である。そうした同法の目的を達するためにも、訴訟指揮について強権的な制裁規定を設けることは避けなければならないのである。

11 即決裁判手続（骨格案 第5）

即決裁判手続に対する当連合会の意見は、前回の意見募集の際既に述べたところであり、骨格案が座長試案を修正した部分を考慮してもなお、当連合会の上記意見を変更するに足るものではない。

ここでは、骨格案が座長試案を修正した点につき意見を述べるとともに、座長試案の段階で指摘した重大な問題点につき、再度言及する。

1 即決裁判手続の申立てについて（1）

(1) 検察官は、捜査の結果、被疑者が被疑事実を認めており、かつ、事案の性質、公判において取調べを必要とする証拠の内容・量等にかんがみ、当該事件の審理につき、即決裁判手続によることが相当と思料するときは、被疑者に対し、当該手続によることに同意するかどうかを確かめるものとする。弁護人がいるときは、当該弁護人にも同意するかどうかを確かめるものとする。

【意見】

「捜査の結果」(1)について一定の期間を設定すべきである。また、運用上、事件の種類を限定して実施されるべきである。

【理由】

骨格案では、「捜査の結果」については制限がない。しかし、現行の運用である20日間の勾留を前提とするかぎりは、何ら現在の捜査の手法に変化をもたらさない虞がある。どの程度の期間とするかは検討の余地があるが、長くとも原則である10日間の勾留期間での処分を前提とした制度設計をするべきである。

また、骨格案では、適用事件の種類が限定されていない。法律上制限することは困難であるとしても、後で述べる危険性を考えれば、少なくとも運用上、事件の種類を限定して実施すべきである。そして、それを拡大していく場合には、関係者の同意を得るべきである。

1 即決裁判手続の申立てについて（2）

(2) 検察官は、被疑者に対し、即決裁判手続によることに同意するかどうかを確かめるに際しては、即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がなく、かつ、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、公的弁護人の選任を請求することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならないものとする。

【意見】

即決裁判手続における国費による被疑者弁護人選任権の告知を明示した点は

評価するが、この点の改善のみでは被疑者の権利保障として不十分である。即決裁判手続は、取調べの可視化の実現と、少なくとも「必要的弁護事件（刑事訴訟法第289条）」を対象とした公的弁護制度が実施された時点で施行されるべきである。

【理由】

即決裁判手続は、後に述べる条件が満たされれば、争いがない事件で、被疑者・被告人の身体拘束を受けている場合において、早期の釈放を実現できる条件を広げるものであること、争いのない事件が、争いのある事件と区別され、簡易な証拠調べ等異なる方式で審理される結果、公判審理がメリハリのあつたものとなり、争いのある事件や裁判員裁判における充実した審理をもたらさうこと、等の意義を認めることができる。

しかし、即決裁判手続は、捜査官が、この制度を利用して自白を強要する危険性がある。特に、執行猶予科刑制限の導入により、被疑者が争っている事案において、「執行猶予になるのだから自白したらどうか」などという取調べ方法が現在より広がるおそれが否定できない。

したがって、かかる自白の強要等の防止のためには、取調べの可視化と逮捕勾留時点からの国費による弁護人選任制度の整備（少なくとも、「必要的弁護事件」を対象とした公的弁護制度あるいはそれと同等の制度整備）が必要である。

この点、骨格案では、捜査官に対し、被疑者が国費による被疑者弁護制度を利用すること等を、被疑者に告知すべき法律上の義務を課している。これは、被疑者に対する弁護人選任権の保障を求めるもので、その趣旨において賛成できる。しかし、骨格案は、告知義務の法定化にとどまっており、上記の観点からは、未だ不十分といわざるを得ない。

4 即決裁判手続による裁判について

- | |
|---|
| <p>(1) 即決裁判手続の決定があつた事件の審理は、刑事訴訟法第291条の2（簡易公判手続）の決定があつた事件と同様の手続によるものとする。</p> <p>(2) 裁判所は、即決裁判手続による審理を行ったときは、原則としてその期日に結審し、即日判決を言い渡すものとする。</p> <p>(3) 即決裁判手続においては、罰金刑以下の刑を科する場合を除き、実刑を科することはできないものとする。</p> <p>(4)ア 即決裁判手続の決定があつた後、同手続における判決があるまでに、被告人又は弁護人が、同手続によることについての同意又は有罪である旨の陳述を撤回したときは、裁判所は、その決定を取り消さなければならないものとする。</p> <p>イ アのほか、裁判所は、即決裁判手続の決定があつた事件が、同手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消されなければならないものとする。</p> |
|---|

(5) 即決裁判手続の決定が(4)アに当たること又は同手続によることが不当であることを理由に取り消された場合には、既に取り調べられた書証については、刑事訴訟法第326条の同意があるものとみなすものとする。

【意見】

即決裁判手続が不当を理由に取り消された場合にすでに取り調べた書証を刑事訴訟法第326条の同意があったとみなす((5))との案には反対する。

【理由】

弁護人が即決裁判手続での審理に同意する場合は、罰金あるいは執行猶予が付される事案であることを前提としている。したがって、その前提が裁判所の判断で覆されるのであれば、書証に対する同意・不同意の意見を改めて言うことができる制度設計とすべきである。そうでなければ、弁護人・被告人の立場から、この制度を利用するに躊躇せざるを得ない事態が生ずる。

検察審査会制度について

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(骨格案 1(2))

- ア 検察官は、検察審査会が起訴相当の議決（いわゆる拘束力なし）を行ったときは、速やかに処分を再考しなければならないものとする。
- イ(ア) 検察審査会は、検察官が、アによる再考において、不起訴処分をしたとき、又は、当該議決後3ヶ月以内に公訴を提起しなかったときは、審査申立人が別段の意思を表示した場合を除き、当該事件について再度審査を行うものとする。
- （検察審査会は、審査申立て及び職権審査の議決を経ることなく、再度の審査をするものとする。再度の審査において、不起訴不当の議決をすることはできないものとする。）
- (イ) (ア)の期間は、検察官が延長が必要な期間（3ヶ月間を超えることはできないものとする。）及びその理由を検察審査会に通知したときは、当該期間に限り延長されるものとする。
- ウ 検察審査会は、イの再度の審査において、検察官に対し、検察審査会議に出席し、アの起訴相当議決にかかわらず公訴を提起しなかったことに関して意見を述べる機会を与えたときは、いわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決をすることができるものとする。
- （起訴相当の議決は、いわゆる法的拘束力のある議決も、ない議決も、いずれも現行法どおり、検察審査員8人以上の多数によるものとする。）

【意見】

検察審査会が起訴相当議決を行うにあたり、検察審査会議において被疑者が意見を述べる機会を与えなければならないものとするべきである。また、被疑者が弁護人の援助を受けることを希望する場合には、国費による被疑者弁護制度を利用しこれを受けることができるよう制度を整備すべきである。

【理由】

検察審査会の起訴相当議決は、被疑者の利益に重大な影響を与えるものであるから、起訴相当議決を行うにあたっては、検察審査会議において被疑者が意見を述べる機会が与えられなければならない。この点、不起訴事件においては、被疑者と検察官は対立関係になく、検察官から意見を聴取すれば十分であるとの立場から、これを不要とする意見もあるが、被疑者と検察官とが常に対立関係にないとはいえないことから、被疑者自身の意見陳述の機会を保障すべきである。

また、かかる意見陳述が、検察審査会の議決を左右し、被疑者の地位に重大な影響を与えうることから、被疑者の防御権を十分に保障することが必要である。よって、被疑者が弁護人の援助を受けることを希望する場合には、国費による被疑者弁護制度を利用し、援助を受けることができるよう制度整備すべきである。

2 いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

(骨格案 1(3))

ア (省略)
イ アの議決書謄本の送付を受けた裁判所は、当該議決に係る事件について、公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定するものとする。
ウ イの指定を受けた弁護士は、当該議決に従い、当該事件について公訴の提起及びその維持をするため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行うものとする。ただし、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に囑託してこれをしなければならないものとする。

【意見】

指定弁護士に、司法警察職員等に対する直接の捜査指揮権を持たせることとすべきである。

【理由】

- 1 指定弁護士に対し、公訴提起及び維持について検察官と同様の権限を与える以上、公訴維持のために必要な証拠の収集についても同等の権限を与えることとし、補充捜査の直接の指揮権も同様に考えるべきである。
- 2 付審判請求事件における指定弁護士の経験によれば、検察官への囑託だけでは、捜査機関側の協力が得られず、公判維持に困難を来すおそれがある。
検察審査会で議論される事件は不起訴処分となった事件であるが、捜査機関側は、ともすれば、不起訴とするための証拠収集に力を入れる反面、起訴に必要な証拠収集が不十分となる可能性を否定できない。そのため、公訴を維持するために必要な証拠収集の必要性は高まる。ところが、捜査機関側にとっては、自らの処分と異なる方針での捜査となるため、これに対して消極的になりかねないのである。
捜査機関側の協力を得て十分な補充捜査を行うためには、捜査機関側に対する指定弁護士の直接の捜査指揮権を法律に明記し、指定弁護士の権限をより強力なものとする必要がある。
- 3 仮に、補充捜査の指揮を検察官に囑託する制度設計が採用される場合には、十分な公判活動を担保するため、次の各点につき、法律に明記されるべきである。
検察官は指定弁護士による補充捜査指揮の囑託に応じる義務があること
司法警察職員、検察事務官は指定弁護士の囑託を受けた検察官の指揮に従う義務があること
司法警察職員の服務義務違反に対しては、指定弁護士が検事総長等を通じて懲戒または罷免の訴追を行うことができること（なお、刑事訴訟法第193条第4項、第194条第1項参照。）
- 4 なお、裁判所は、弁護士会の推薦に基づき、指定弁護士を選任すべきであ

る。

3 罰則（骨格案 2(3)）

ア 検察審査員，補充員，審査補助員又はその職にあった者が職務上知り得た秘密をもらした場合の罰則を整備するものとする。

イ 検察審査員，補助員等に対して威迫行為をした者に対する罰則をもうけるものとする。

（これらの法定刑については，裁判員制度における検討を踏まえるものとする。）

【意見】

検察審査員及び補充員に対する罰則の見直しは不要である。

【理由】

現在，検察審査会法第44条は，検察審査員の秘密漏示罪を規定しているが，検察審査員が秘密漏示罪によって処罰された例はなく（昭和40年に不起訴になった1件のみ。（第12回検討会における最高裁判所の回答による。)), 検察審査員は，誠実に義務を履行している。また，検察審査員が他人に情報を提供し，事件関係者のプライバシーを侵害した例もない（昭和24年の検察審査会法施行以来法第44条第2項が問題になった事件はない。（同上））。

したがって，罰則を強化しなければならない理由はない。

仮に，検察審査員及び補充員に対する罰則の在り方を見直すとしても，裁判員等に対する罰則と同様，できるだけ限定的にすべきである。（裁判員等に対する罰則につき，上記 15,16参照。）

4 指定弁護士の職務体制の整備（骨格案 言及なし）

【意見】

1 次の内容を法律で規定すべきである。

検察庁は，執務場所の提供，執務補助者の配置その他指定弁護士の職務に支障がないよう，指定弁護士の職務遂行に協力しなければならないものとする。

2 指定弁護士に対する十分な調査費及び報酬の確保が必要である。

【理由】

1 について

指定弁護士が職務を行うにあたっては，その執務場所の確保や執務補助者が不可欠である。

現在，検察庁は，付審判請求事件における指定弁護士に対し，事実上，執務場所として検察庁内の部屋を提供し，兼任の形で検察事務官を配置しているが，かかる処置を含め，指定弁護士の職務に支障がないよう，検察庁は全面的に協力しなければならない旨法律に明記すべきである。

2 について

検察審査会の起訴相当議決に基づく起訴事件については，被告人は徹底的

に無罪を争うことが予想され、その場合、指定弁護士は、補充捜査や立証活動に多大な労力を割くこととなる。

したがって、指定弁護士には、かかる労力に見合った報酬が支給されるべきである。

また、指定弁護士が必要と認める捜査を遂行するための諸経費について、指定弁護士自身の裁量によって支出できる制度的・財源的手当が確立される必要がある。

以上